

赤井川村公共下水道事業地方公営企業法適用業務（基本計画策定） 仕 様 書

（業務目的）

第1条 法適用を開始するにあたり、課題や条件を整理し、具体的な対応策の検討を行い、基本方針を示すことを目的とする。

（作業項目）

第2条 基本計画策定における作業項目の主なものは、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）対象事業の検討
- （2）法適用範囲の検討
- （3）移行に伴う課題の整理
- （4）法適化に伴う準備体制・作業及び日程の検討
- （5）基本方針、年次計画工程表の作成
- （6）法適化基本計画の策定

（関係法令）

第3条 本業務は、本仕様書によるほか、下記の関係法令等に準拠して実施するものとする。

- （1）地方公営企業法（昭和27年 法律第292号）
- （2）地方公営企業法施行令（昭和27年 政令第403号）
- （3）地方公営企業法施行規則（昭和27年 総理府令第73号）
- （4）地方公営企業資産再評価規則（昭和27年 総理府令第74号）
- （5）地方自治法（昭和22年 法律第67号）
- （6）地方財政法（昭和23年 法律第109号）
- （7）下水道法（昭和33年 法律第79号）
- （8）下水道法施行令（昭和34年 政令第147号）
- （9）下水道法施行規則（昭和42年 建設省令第37号）
- （10）赤井川村下水道条例
- （11）赤井川村下水道条例施行規則
- （12）赤井川村会計規則

(13) 赤井川村個人情報保護条例

(14) その他関係法令、規則等

(業務の組織体制)

第4条 本業務の組織体制は、本業務の特質を考慮して、業務に係る専門的知識と経験を有する者によって構成するものとする。また、実務経験を有する有資格者を配置した体制で業務を行う。

2 受注者は、円滑な業務の進捗を図るため、十分な数の人員を配置しなければならない。

(貸与資料の保管)

第5条 本業務において甲から貸与される資料について、受注者は必ず借用書を提出し、その重要性を認識し、良識ある判断に基づき、資料等の汚損、滅失、及び盗難等の事故のないように取り扱い、使用後は速やかに返却するものとする。

2 資料の持ち出しが不可能な場合は、受注者が役場にて写真を撮ることとする。

(貸与資料)

第6条 発注者は、本業務において使用する以下の資料を貸与するものとする。また、貸与期間中であっても、発注者からの返却要請があった場合、受注者速やかに返却するものとする。

(1) 決算書及び決算付属書類

(2) 決算統計資料

(3) 消費税申告書

(4) 建設支出・財源総括表

(5) 工事台帳

(6) 工事設計書

(7) 完成図書、竣工図

(8) 施設維持管理台帳（下水道台帳、設備台帳等）

(9) 財産台帳（用地台帳、備品台帳等）

(10) 過年度事業実績表

(11) 事業認可図書、全体計画

(12) 無形固定資産に関する資料

- (13) 受贈資産に関する資料
- (14) 財源に関する資料（補助金実績報告書等）
- (15) 他公営企業に関する資料
- (16) その他本業務に必要な資料

（対象事業の検討）

第7条 下水道事業の計画や整備状況、各部署の組織体制・事務分掌、経営状況（決算書及び統計）等を整理し、下水道事業の状況を把握するものとする。

（法適用範囲の検討）

第8条 地方公営企業法の適用にあたり、一部適用について、移行作業による相違点を整理し、適用範囲の方針を検討するものとする。検討にあたっては、法適用後の企業運用における住民サービスの向上、業務効率化、組織統合等に係る諸課題への対応の可能性を十分に検討するものとし、本村の形態に最も適した法適用範囲の概要説明及び比較検討を行い決定するものとする。

（法適化に伴う準備体制・作業及び日程の検討）

第9条 法適化に伴う課題にそって、必要な作業の洗い出しにより、項目別に整理し移行作業スケジュールを作成する。

（基本方針、年次計画工程表の作成）

第10条 基本計画策定において検討したものをとりまとめ、基本方針として整理するとともに、法適用までの年次計画工程表を作成する。

（法適化基本計画の策定）

第11条 検討結果に基づき、以下に示す内容等について、法適化基本計画を策定する。

（1）基本方針の検討

① 基本事項の整理

本村の状況を踏まえ、法適用の目的や背景を整理するとともに、法適用範囲、適用開始時期等について整理する。

② 移行スケジュールの策定

法適用時に必要な事務手続きや作業・調整等の内容を整理し、法適用開始までの移行準備スケジュール案を作成する。

(2) 法適化基本計画書の作成

前項までの検討結果を整理し、公共下水道事業における法適化基本計画書を報告書形式にとりまとめる。

(成果品)

第12条 本業務の納入成果品は以下の通りとする。

- | | |
|--------------------|----|
| (1) 地方公営企業法適用基本計画書 | 3部 |
| (2) 打合せ記録簿 | 3部 |
| (3) 成果電子データ CD-R | 3枚 |